

令和6年4月10日

■指名停止措置の概要

対象業者	住所：沖縄県名護市字屋部701番地1 商号又は名称：有限会社 マル井建設 代表者氏名：代表取締役 伊波 一人
指名停止期間	決定の日から1か月間 (令和6年4月10日から令和6年5月9日まで)
事件・事案の概要	有限会社マル井建設が受注した「名護市ワーケーション拠点施設整備建物内部解体撤去工事」において、令和6年2月15日(木)8時47分頃、二次下請業者の作業員が建具改修工事の窓ガラス撤去作業中にガラスとアルミ枠のシーリングを切り分けた後、ガラスに吸盤を取り付けた際に何らかの原因でガラスが割れガラスの破片が右上腕、前腕に落ち、負傷する事故が発生した。
根拠及び理由	上記のことが名護市指名停止等事務処理要綱別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故)に該当する。
指名停止の対象範囲	名護市の発注する業務等の全て(下請け含む)。

名護市指名停止等事務処理要綱別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故 7 工事等の 施工 に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内